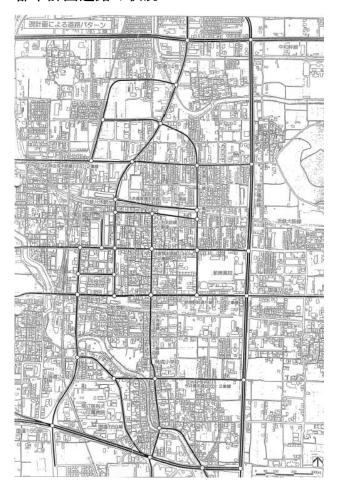
# 札の辻界隈の道路状況調査

#### 都市計画道路の状況



#### 地区内の狭際道路について

- 1 八木札の辻周辺には、4m 未満の狭隆道路に面している敷地が多い。
- 2 その狭隆道路も、建築基準法第 42 条 2 項道路に も該当しない道路がある。
- 3 そのため、建築基準法の道に接道していない敷 地もあり、建物の老朽化に伴い建て替えをしよう としても建築確認申請できない。
- 4 このような状況のため、老朽化した木造住宅や空き家・空き地が増え、地区の活性化を阻害するとともに、交通上、防災上等の問題を抱えている。

## 八木札の辻周辺の都市計画道路の状況

	路線名	幅員(m)	備考
1	橿原中大路線	18	現国道24号線
2	八木見瀬線	12	旧下つ道
3	新賀八木線	12	
4	八木北町線	16	
5	曽我木原線	12	旧横大路·旧伊勢街道
6	畝傍駅前通り線	12	現国道165号線

地区はこれら 6 つの都市計画道路により 4 つの格子状ブロックに分けられ、ひとつのブロックは、 $200m \times 200m \sim 250m \times 250m$  である。

### 道路整備方針

- 1 旧街道は歴史的景観を良く残している。歴史的な街道として、その景観を維持しながら整備する。そのため、現在、旧街道は都市計画道路に決定されているが、決定時期と現在とは、橿原市中心市街地の状況が変化しており、路線及び幅員について再検討をする。
- 2 地区内の道路網については、125m 程度のグリッドを区画道路 (6m)で区画し、その内側については、現道路の法線を活かしながら、幅員についても機能面を配慮したものとする。
- 3 狭隆道路については、建て替えを促進できるように、建築基準法第 42 条 2 項道路のみではなく、第 42 条 3 項道路の指定、第 43 条の 2 の条例化も検討することが必要である。